風水害による災害ごみの「分け方・出し方」のお願い

※ここ数年、特に大雨や台風の影響による被害があり、災害ごみが発生しています。
１日も早く通常の生活にもどるためには、災害ごみを正しく速やかに処理する必要があります。災害ごみの「分け方・出し方」にご協力をお願いします。

１ 被災した住宅等の片づけで出たごみ（災害ごみ）が対象です。
- 災害ごみ以外のごみは出さないでください。
- 日常生活上のごみは、収集再開後、通常の収集日・場所に出してください。

２ ごみ置き場は、臨時に開設する場所になります。
- 市からお知らせしますので、道路上などに出さないでください。

３ 災害ごみの種類により、「分け方・出し方」があります。
- ルールを守って、分別・排出するようにしてください。

４ 回収できないものもあります。
- 事業系ごみ及び古タイヤ、業務用冷蔵冷凍庫、建築廃材等の産業廃棄物は回収できません。出す前に市へお問い合わせください。
- 液体類等中身が不明なもの、危険物は出さないでください。

○災害ごみの「分け方・出し方」

分け方	出し方
可燃ごみ(紙類、衣類など)	沼津市指定袋
ガラス陶磁器くず	せともの、ガラス、ゴム製品類は沼津市指定袋
金属くず	小さなものは沼津市指定袋
畳	―
粗大可燃ごみ(木質系、家具類)	できるだけ解体する。
布団類	一辺１メートル以内にたたみ、ひもで束ねる。
家電４品目(冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、テレビ)	冷蔵庫・冷凍庫の中身は出す。
小型家電(家電４品目を除く)	小さなものは沼津市指定袋
廃プラスチック	容器包装プラ及びプラスチック製品、革製品は沼津市指定袋

お問い合わせ

○臨時ごみ置き場に関すること
環境政策課
☎０５５－９３４－４７３７

○分け方・出し方に関すること
クリーンセンター
☎０５５－９３３－０７１１